

熱中症安全衛生教育のご案内

労働安全衛生法第59条1項、2項、労働安全衛生規則第35条に基づく教育

近年の猛暑に伴い急増している「熱中症関連」での労働災害は深刻な問題となっています。こうした事態を受け、2025年6月1日より企業における熱中症対策が罰則付きで義務化になりました。

※「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間以上の実施」が見込まれる作業

※罰則は6ヶ月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金が科せられます。

【義務付けられる対策内容】

①「報告体制の整備」 ②「実施手順の作成」 ③「関係労働者への周知」

熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

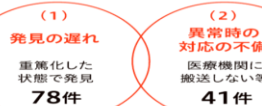
現場において

死亡に至らせない(重篤化させない)ための適切な対策の実施が必要。

熱中症死亡災害(R2-R5)の分析結果



100件の内容は以下のとおり



講習概要

【熱中症予防作業対象】

高温多湿場所で作業される方

- 受講料/7,000円 (テキスト代、税込)
- 2時間 (午前開催)
- 定員/各20名 ●ネット又は電話でお申込み下さい。定員になり次第締め切らせて頂きます

【熱中症対策管理者対象】

高温多湿場所作業の指導・管理

- 受講料/10,000円 (テキスト代、税込)
- 3.5時間 (午後開催)

開催日 2026年4月13日(月)
5月14日(木)

場所 キャタピラー教習所(株) 新潟教習センター



熱中症予防を!



新潟労働局長登録教習機関

新潟教習センター

COT キャタピラー教習所
CATERPILLAR OPERATOR TRAINING LTD.

〒950-1195

新潟県新潟市西区山田2307-108

【お問い合わせ先】

TEL:025-232-7611

FAX:025-232-7612